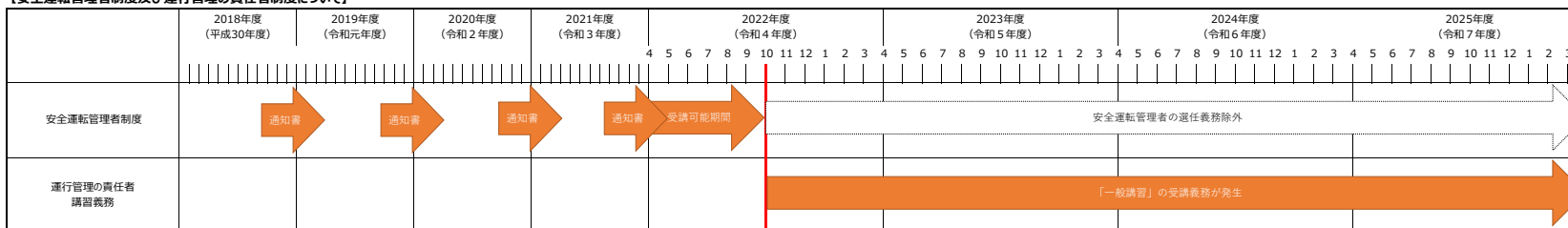


自家用有償旅客運送の運行管理の責任者に対する受講義務について

【安全運転管理者制度及び運行管理の責任者制度について】



【講習受講条件】

・選任した日の属する年度の翌々年度以後2年ごとに一般講習を受けさせなければならない。
(経過措置)

①令和3年度以前に選任された者(②を除く)：令和5年度の末日(令和6年3月31日)までに初回の講習を受けさせなければならない。(以後2年ごと受講)

②令和4年度中に安全運転管理者の講習を受けた者：令和4年度において運行管理の責任者講習を受講した者とみなす。(以後2年ごと受講)

